

## 平成29年度舞鶴市水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 平成29年度舞鶴市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度舞鶴市水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限度額
浄水汚泥処理経費	自 平成29年度 至 平成31年度	42,900 千円

平成29年11月29日 提出

舞鶴市長 多々見 良三

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 補 助 金	企 業 債	損益勘定留保資金等
	千円		千円		千円	千円	千円	千円
浄水汚泥処理経費	42,900	—	—	平成29年度から31年度まで	42,900	—	—	42,900